

福井市DX推進会議設置要綱

(設置)

第1条 福井市のDX推進に関する施策等について提言を得るため福井市DX推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進会議は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、福井市の行政、地域の実情及び情報通信技術に精通した有識者のうちから、市長が選任する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会議の長)

第4条 推進会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるときは会長が指名するものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、会長の認める特段の事由がない限り、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

5 第1項の規定にかかわらず、推進会議は、会議を招集することに代えて、書面により行うことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総務部行政DX推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。